

2026年3月26日

各 位

会 社 名 デ ン カ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 田 郁 雄
(コード番号：4061 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長
山 本 浩 之
(TEL：03-5290-5511)

会 社 名 F l o w e r s 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 稲 田 太 郎

株式会社カインスの株券等（証券コード：4556）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

デンカ株式会社（以下「デンカ」といいます。）及び同社の完全子会社である Flowers 株式会社（以下「公開買付者」といい、デンカ及び公開買付者を「公開買付者ら」と総称します。）は、2026年2月6日、株式会社カインス（証券コード：4556、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年2月9日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2026年3月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 買付等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

Flowers 株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(2) 対象者の名称

株式会社カインス

(3) 買付等を行う株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,454,960株	1,990,000株	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,990,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,990,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公

開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数である3,454,960株を記載しております。これは、対象者が2026年1月27日に公表した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（4,558,860株）から対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（109,700株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-E S O P）」及び「株式給付信託（B B T）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する対象者株式（233,500株）（以下、対象者の「株式給付信託（B B T）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する対象者株式（54,200株）を「B B T所有株式」といいます。）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（4,449,160株、以下「本基準株式数」といいます。）から、旭化成ファーマ株式会社が所有する対象者株式（940,000株）及びB B T所有株式（54,200株）を控除した株式数です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式及びB B T所有株式を取得する予定はありません。

(5) 買付等の期間

① 買付等の期間

2026年2月9日（月曜日）から2026年3月25日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(6) 買付等の価格

1株につき、金2,285円

II. 本公開買付けの結果

(1) 公開買付の成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,990,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（3,223,919株）が買付予定数の下限（1,990,000株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付の結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2026年3月26日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	3,223,919 (株)	3,223,919 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—

株 券 等 預 託 証 券 ()	—	—
合計	3, 223, 919	3, 223, 919
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	9, 400 個	(買付け等前における株券等所有割合 21. 39%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	32, 239 個	(買付け等後における株券等所有割合 73. 36%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	9, 400 個	(買付け等後における株券等所有割合 21. 39%)
対象者の総株主等の議決権の数	44, 462 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2025 年 11 月 6 日に提出した第 51 期中半期報告書に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数から B B T 所有株式（54, 200 株）を控除した株式数（4, 394, 960 株）に係る議決権の数（43, 949 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比率方式により買付等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

② 決済の開始日

2026 年 3 月 31 日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募された方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

Ⅲ. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者らが 2026 年 2 月 6 日に公表した「株式会社カイノスの株券等（証券コード：4556）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は、本公開買付けの結果を受け、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

Ⅳ. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Flowers 株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上